

## 低入札価格調査について

この工事は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項（同法施行令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定（いわゆる最低制限価格制度）は適用されないので次のことに留意すること。

- 1 入札の結果、契約ごとに10分の7.5から10分の9.2の範囲内で市長の定める割合を予定価格に乗じて得た額（以下「調査基準価格」という。）を下回る価格をもって入札した者があるときは落札者の決定を保留し、最低価格入札者により契約の内容に適合した履行がなされるかどうか調査（低入札価格調査）を行う。
- 2 調査基準価格を下回った者で、入札執行課より指示を受けた者は、原則として入札執行日の翌日から起算して6日目の日（土日及び祝祭日の場合は直後の平日）までに、低入札価格調査票を作成し提出すること。また、事後の事情聴取等に協力すること。  
期限までに提出しない者は入札を無効とする。  
なお、「低入札価格調査票」は、四街道市ホームページの「事業者向け」→「入札・契約」→「入札・契約関係書式」からダウンロードできます。
- 3 低入札価格調査の結果、最低価格入札者の入札価格によって契約の内容に適合した履行がされると認められたときは、その者を落札者とし、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めたときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者（以下「次順位者」という。）を落札者とする。  
なお、次順位者が調査基準価格を下回る入札者であった場合には、同様に低入札価格調査を行い、以降は前段と同様とする。
- 4 落札者を決定したときは、その結果について落札者、落札者とならない者、その他の入札者全員に対して通知、又は、入札情報サービスにて公開する。